当座貯金

(2025年4月1日現在)

商品名	• 当座貯金		
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)		
期間	・期間の定めはありません。		
預入方法			
(1)預入方法	・随時預け入れできます。		
(2)預入金額	・1円以上		
(3)預入単位	1 円単位		
払戻方法	・小切手・手形または当組合所定の払戻請求書により随時払い戻しできます。		
利息	・無利息となります。		
手 数 料	・小切手・手形用紙代金は店頭に備え置く手数料等一覧に記載します。		
付加できる特約事項	・別途審査により貸越を利用できます。		
	・個人のお客さまは通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えて J A バンク		
	アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明		
	細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。		
貯金保険制度	・貯金保険制度により全額保護されます。		
(公的制度)			
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま		
紛争解決措置の内容	しては、当JA本支店(所)または金融共済部(電話:0763		
	-32-8612)にお申し出ください。当JAでは規則の制定		
	など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努		
	め、苦情等の解決を図ります。		
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で		
	も、苦情等を受け付けております。		
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機		
	関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相		
	談所にお申し出ください。		
	富山県弁護士会(電話:076-421-4811)		
その他参考となる	* 口座開設にあたり所定の審査が必要となります。		
事項	・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。 ただし、当 J A		
尹炽	に対する解約の通知は書面によるものとします。		
	・この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手ま		
	・この取引が終了した場合には、その終了前に振山された約束子が、小切子ま たは引受けられた為替手形であっても、当JAはその支払義務を負いません。		
	・前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却すると		
	ともに、当座勘定の決済を完了してください。		
	・呈示された手形、小切手は、呈示日の14時までに当座勘定に受け入れたまた		
	は振込みされた資金により支払います。ただし14時以降に入金した資金で		
	あっても、当組合が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、		
	この取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。		
	・この貯金は、2025年4月1日より新規口座開設の取扱いを停止しています。		

詳しくは窓口にお問い合わせください。

普通貯金

(2022年11月29日現在)

商品名	• 普通貯金			
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)			
期間	・期間の定めはありません。			
預入方法	が同のためはありません。			
(1) 預入方法	・随時預け入れできます。			
(2)預入金額	・随時預り入れできます。・1円以上			
(3)預入単位	1円単位			
払戻方法	・随時払い戻しできます。			
利息	MENTAV 次してきよう。			
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。			
(2)利払頻度	・毎年1月と7月の当JA所定の日に支払います。			
(3)計算方法	・毎日の最終残高 1、000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日 とする日割計算をします。			
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税、 法人のお客さまは総合課税となります。			
(5)金利情報の入手	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。			
方法				
手数料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金			
	融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 ・2021 年 10 月 1 日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場			
	・2021 年 10 月 1 日め降に開設した日座については、一定の期間利用がない場 合には、未利用口座管理手数料をいただきます。			
	なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。			
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座による当座貸越ができます。			
	・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)			
	の取扱いができます。			
	・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。			
	・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。			
	・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。			
	・希望される場合は、既存の普通貯金の口座番号をそのままに全額を普通貯金			
	・布室される場合は、既任の普通財金の日座番号をそのままに主観を普通財金 無利息型(決済用)へ切替えることができます。			
	- 掘れ心室 (次角用) いめ替えることが Cさより。 - 個人のお客さまは通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えて J A バンク)			
	アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明			
	細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。			
貯金保険制度	・保護対象			
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第			
	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利			
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除して、これは、これは、000 万円は2の利息が貯金保険により促進されます。			
世は知田世界よっとで	く。)と合わせ、元本 1、000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。			
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま しては、当 J A本支店(所) または金融共済部(電話:0763			
ルサ件(大拍 国の277)谷	- 32-8612)にお申し出ください。当JAでは規則の制定			
	- 32-8612)にわりし出ください。ヨJAでは規則の制定 など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努			
	め、苦情等の解決を図ります。			
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で			
	も、苦情等を受け付けております。			
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機			
	関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相			
	談所にお申し出ください。			

	富山県弁護士会(電話:076-421-4811)
その他参考となる 事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日 まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させ ていただきます。

総合口座

(2022年11月29日現在)

去 日 夕	,纵入口应
商品名	・総合口座
ご利用いただける方	・個人のみ(当座貸越取引が行われることから未成年者と取引する場合は、法
	定代理人と取引を行います。)
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	
(1)預入方法	・随時預け入れできます。
(2)預入金額	・1円以上
(3)預入単位	1円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利息	
(1) 適用金利	・毎日の店頭表示の普通貯金利率を適用します(変動金利)。
(2)利払頻度	・毎年1月と7月の当JA所定の日に支払います。
(3)計算方法	・毎日の最終残高 1、000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日
(3) 可异刀伍	とする日割計算をします。
(4)税 金	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
方法	
手数料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金
3 390 11	融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
	・2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場
	合には、未利用口座管理手数料をいただきます。
	なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
4.4m~よったのまで	
付加できる特約事項	・マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
	'',。 ・自動継続扱いの定期貯金、定期積金、積立式定期貯金を担保組入れすること
	により、当座貸越をご利用できます。貸越限度額は、定期貯金・定期積金・
	積立式定期貯金残高の合計額の90%(千円未満切捨て)、最高300万円までご
	利用になれます。貸越利率は、定期貯金の利率に年 0.5%上乗せした利率、
	定期積金の利回りに年0.75%上乗せした利率、または積立式定期貯金の利回
	りに年 0.5%上乗せした利率が適用されます。
	・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。
	キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。
	・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。
	また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。
	・希望される場合は、既存の普通貯金の口座番号をそのままに全額を総合口座
	無利息型(決済用)へ切替えることができます。
	・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳
	レスロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いた
	だくサービス)がご利用になれます。
	72 (7 27) 10 2 1 3/13/2 34 0 37 7 8
	・保護対象
(公的制度)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(五月1月17月又/	当該別並は当0名の譲渡性別並を除く他の別並等(主領保護)でも別並保険広第一 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除
atta (da I marro I III. ren s	く。)と合わせ、元本 1、000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま
紛争解決措置の内容	しては、当JA本支店(所)または金融共済部(電話:0763
	-32-8612)にお申し出ください。当JAでは規則の制定
	など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努

	め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 粉争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。上記当 J A金融共済部または J Aバンク相 談所にお申し出ください。 富山県弁護士会(電話:076-421-4811)
その他参考となる事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 ・貸越が発生している状態で一定の条件になった場合には、貸越金を即時にご返済いただく場合があります。

こども貯金

(2021年10月1日現在)

	(2021+10)1119011)
商品名	・普通貯金(こども)
ご利用いただける方	・個人のみ
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	
(1)預入方法	・随時預け入れできます。
(2)預入金額	・1円以上
(3)預入単位	• 1 円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利 息	
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度	・毎年1月と7月の当JA所定の日に支払います。
(3)計算方法	・毎日の最終残高 1、000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日
	とする日割計算をします。
(4)税 金	・「こども組合」がその学校の長の管理、指導を受けて児童生徒の代表の名義を
	もってする貯金等の利子については金額に制限なく非課税となります。
	・学校の長などの代表者の名義の場合、児童生徒の個人名義の場合は 20.315%
	(国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
方法	
手 数 料	・2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場
	合には、未利用口座管理手数料をいただきます。
	なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	_
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除
	く。)と合わせ、元本 1、000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容	しては、当JA本支店(所)または金融共済部(電話:0763
	-32-8612)にお申し出ください。当JAでは規則の制定
	など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努
	め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で
	も、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相
	談所にお申し出ください。
	富山県弁護士会(電話:076-421-4811)
その他参考となる	_
事項	
_ · · ·	

詳しくは窓口にお問い合わせください。

普通貯金無利息型<決済用>

(2025年11月15日現在)

商品名	・普通貯金無利息型<決済用>
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	
(1)預入方法	・随時預け入れできます。
(2)預入金額	・1円以上
(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利 息	・無利息となります。
手 数 料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当 J Aおよびオンライン提携金
	融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
	・2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場
	合には、未利用口座管理手数料をいただきます。
	なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座による当座貸越ができます。
	・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。
	・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。
	・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。
	また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。
	・個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンク
	アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明
吃	細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
貯金保険制度 (公的制度)	・貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および	 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容	古情処理指遣 本間品にかかる相談・古情(以下「古情寺」という。」につきま しては、当 J A本支店(所) または金融共済部(電話:0763
初于所认1日直以171合	- 32-8612)にお申し出ください。当JAでは規則の制定
	など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努
	め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で
	も、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相
	談所にお申し出ください。
	富山県弁護士会(電話:076-421-4811)
その他参考となる	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日
事項	まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させ
	ていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

総合口座(普通貯金無利息型<決済用>)

(2022年11月29日現在)

Г	
商品名	・総合口座(普通貯金無利息型<決済用>)
ご利用いただける方	・個人のみ(当座貸越取引が行われることから未成年者と取引する場合は、法
	定代理人と取引を行います。)
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	
(1) 預入方法	・随時預け入れできます。
(2) 預入金額	・1円以上
(3)預入単位	1円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利息	・普通貯金は無利息となります。
手数料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当 J A およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
	・2021 年 10 月 1 日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	・自動継続扱いの定期貯金、定期積金、積立式定期貯金を担保組入れすることにより、当座貸越をご利用できます。貸越限度額は、定期貯金・定期積金・積立式定期貯金残高の合計額の90%(千円未満切捨て)、最高300万円までご利用になれます。貸越利率は、定期貯金の利率に年0.5%上乗せした利率、定期積金の利回りに年0.75%上乗せした利率、または積立式定期貯金の利回りに年0.5%上乗せした利率が適用されます。・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
貯金保険制度 (公的制度)	・貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および	 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容	しては、当 J A本支店(所)または金融共済部(電話:0763 -32-8612)にお申し出ください。当 J Aでは規則の制定 など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努 め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)で も、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相 談所にお申し出ください。 富山県弁護士会(電話:076-421-4811)
その他参考となる 事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 ・貸越が発生している状態で一定の条件になった場合には、貸越金を即時にご
	返済いただく場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

貯蓄貯金

(2022年11月29日現在)

商品名	・貯蓄貯金
ご利用いただける方	・個人のみ
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	7931143 12 7 C 1
(1)預入方法	・随時預け入れできます。
(2)預入金額	1円以上
(3)預入単位	1円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利息	Men JAV 次してきより。
(1)適用金利	・1円以上10万円未満、10万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上の4段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度	・毎年1月と7月の当JA所定の日に支払います。
(3)計算方法	・毎日の最終残高 1、000 円以上について付利単位を 1 円として 1 年を 365 日と する日割計算をします。
(4)税 金	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手 方法	・金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
手 数 料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当 J A およびオンライン提携金 融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
	- 2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場
	・2021 年 10 万 1 日め降に開設した日産に ラバーでは、 足の新聞や1
	なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま
11700 C G 公内が手が	す。
	'。 ・普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができま
	す。
	・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳 レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いた だくサービス)がご利用になれます。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除
	く。)と合わせ、元本 1、000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま
紛争解決措置の内容	しては、当JA本支店(所)または金融共済部(電話:0763
	-32-8612)にお申し出ください。当JAでは規則の制定
	など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努 め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で
	も、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相
	談所にお申し出ください。
	富山県弁護士会(電話:076-421-4811)

その他参考	と	なる
事項		

- ・公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りにはご利用できません。
- ・総合口座の取扱いはできません。
- ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

納税準備貯金

(2019年10月1日現在)

益	(2013年10月1日死年)
商品名	・納税準備貯金
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	
(1)預入方法	・随時預け入れできます。
(2)預入金額	・1円以上
(3)預入単位	・ 1 円単位
払戻方法	・原則として貯金者等の租税納付にあてる場合に払い戻しできます。
利 息	
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度	・毎年1月と7月の当JA所定の日に支払います。
(3)計算方法	・毎日の最終残高 1、000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日 とする日割計算をします。
(4)税 金	・利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合に
	は、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、課税されます。(ただし、
	貯金者が納税貯蓄組合法にもとづく納税貯蓄組合の組合員である場合には、
	その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかり
	ません。)
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
方法	
手数料	_
付加できる特約事項	_
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
(51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除
	く。)と合わせ、元本 1、000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま
紛争解決措置の内容	しては、当 J A本支店(所) または金融共済部(電話:0763
M 于 1年1八1日 巨 V 7 1 1日	-32-8612)にお申し出ください。当JAでは規則の制定
	など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努
	め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で
	も、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相
	談所にお申し出ください。
7 0 11 43 47 1 2 7	富山県弁護士会(電話:076-421-4811)
その他参考となる	・租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期
事項	間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通貯金の利率によって計算します。
	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日
	まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させ
	ていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA教育資金贈与専用口座

(2023年4月1日現在)

	(2023年4月1日先任)
商品名	・ J A 教育資金贈与専用口座
	※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座で
	す。
₩7.1 m	
ご利用いただける方	・直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母等)から贈与契約書により教育資金を受
	贈した30歳未満の個人
	・贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が 1,000 万円以下であること
	(2019年4月1日以後の贈与について適用)
	※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した
	場合、他の支店(所)・金融機関で専用口座の開設はできません。
期間	
(1) 取扱期間	・2013年9月2日~2026年3月31日
(2)預入期間	・貯金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで
預入方法	// // / / / / / / / / / / / / /
* " ' ' '	- 版協知則内で防味預け入れできます
(1)預入方法	・取扱期間内で随時預け入れできます。
	※直系尊属から贈与された金銭を取得後2ヵ月以内に預入いただきます。
	※預入にあたっては、贈与契約書および教育資金非課税申告書等を当JAに
	提出いただきます。
(2)預入金額	・1円以上1、500万円以下
(3)預入単位	1円単位
払戻方法	・原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。
	※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認す
	るため、学校等からの領収書等もしくは請求書等を提出いただきます。な
	お、領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等について
	は非課税措置の適用を受けることができません。
	※領収書等に記載の支払年月日と本口座からの払戻日が同じ年に属さない
	場合、本非課税措置の適用対象外となります。
	※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、
	審査・確認するための期間をいただく場合があります。
利 息	
(1) 適用金利	・毎日の店頭表示の普通貯金利率を適用します(変動金利)。
(2)利払頻度	・毎年1月と7月の当JA所定の日に支払います。
(3)計算方法	・毎日の最終残高 1、000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365
(り) 印弁刀伍	
(,) ~ , ,	日とする日割計算をします。
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税とな
	ります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
手 数 料	
付加できる特約事項	・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)
	の取扱いができます。
	・キャッシュカードの発行はできません。
	・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)
	のお取扱いはできません。
	また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。
中途解約	・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、
	②31 歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または
	教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JA
	に届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高

	がなくなり契約	約終了の合意があった場合には、口座は解約となります。
貯金保険制度	•保護対象	
(公的制度)	当該貯金は当。	JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	51 条の2に規	定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、	決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除
	く。)と合わせ、:	元本 1、000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容	Ţ	しては、当JA本支店(所)または金融共済部(電話:0763
	_	-32-8612)にお申し出ください。当JAでは規則の制
	Ę	定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に
	乡	らめ、苦情等の解決を図ります。
	ord.	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)
	~	でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	Ē	関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相
	H.	炎所にお申し出ください。
		富山県弁護士会(電話:076-421-4811)
その他参考となる		
事項		

JA結婚子育て資金贈与専用口座

(2025年4月1日現在)

商品名	・JA結婚子育て資金贈与専用口座
	※租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための
	口座です。
ご利用いただける方	・直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母等)から贈与契約書により結婚・子育て資
	金を受贈した 20 歳 (2022年4月1日からは18歳) 以上 50 歳未満の個
	・贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円以下であること(2019 K 4 R 4 R 1 R 1) (4 の贈与によいて選出)
	年4月1日以後の贈与について適用)
	※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場
	合、他の支店(所)・金融機関で専用口座の開設はできません。
期間	
(1) 取扱期間	・2015年11月9日~2027年3月31日
(2)預入期間	・貯金者が 50 歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで
預入方法	
(1)預入方法	・取扱期間内で随時預け入れできます。
	※直系尊属から贈与された金銭を取得後2ヵ月以内に預入いただきます。
	※預入にあたっては、贈与契約書および結婚・子育て資金非課税申告書等を当
	JAに提出いただきます。
(2)預入金額	・1円以上1、000万円以下
(3)預入単位	1円単位
払戻方法	・原則として貯金者の結婚・子育て資金の支払にあてる場合に限り払い戻しで
140天月14	
	きます。
	※専用口座から払い戻す資金を結婚・子育て資金としてご利用されることを
	確認するため、領収書等を提出いただきます。なお、領収書等の提出がない
	払い戻しや結婚・子育て資金以外の払い戻し等については非課税措置の適
	用を受けることができません。
	※領収書等に記載の支払年月日と本口座からの払戻日が同じ年に属さない場
	合、本非課税措置の適用対象外となります。
	※領収書等の内容が結婚・子育て資金の対象に該当するかどうか、審査・確認
	するための期間をいただく場合があります。
利 息	
(1) 適用金利	・毎日の店頭表示の普通貯金利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度	・毎年1月と7月の当JA所定の日に支払います。
(3) 計算方法	毎日の最終残高 1、000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日
	とする日割計算をします。
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税とな
	ります。
	ッよぅ。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	- ※2037年12月31日よくの週用となりより。
	* 並利は店頭の並利衣小小一下に衣小しています。
方法	
手数料	
 付加できる特約事項	・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)
口加てるの付割事は	
	の取扱いができます。
	・キャッシュカードの発行はできません。
	・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(結婚・子育て資金の支払い
	は除く)のお取扱いはできません。
	また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。
中途解約	・原則として中途解約はできません。ただし、①貯金者が 50 歳に達した場合、②貯金
	者が死亡した場合、③貯金残高がなくなり契約終了の合意があった場合には、口

	C. 1 576-1 5-11-1-1
	座は解約となります。
貯金保険制度	•保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)
	と合わせ、元本 1、000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま
紛争解決措置の内容	しては、当JA本支店(所)または金融共済部(電話:0763
	-32-8612)にお申し出ください。当JAでは規則の制定
	など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努
	め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で
	も、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相
	談所にお申し出ください。
	富山県弁護士会(電話:076-421-4811)
その他参考となる	
事項	

成年後見支援貯金 (普通貯金)

(2025年4月1日現在)

商品名	・成年後見支援貯金(普通貯金)
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指
	示書」の発行を受けた方。
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	
(1) 預入方法	・当JAの口座開設店(所)でのみ、預入できます。
(2) 預入金額	・1円以上
(3) 預入単位	• 1 円単位
払戻方法	
(1) 払戻方法	・当JAの口座開設店(所)窓口でのみ、払戻しできます。
	・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。
(2) 払戻金額	・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。
(3) その他	・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できま
	せん。
利息	
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度	・毎年1月と7月の当JA所定の日に支払います。
(3) 計算方法	・毎日の最終残高 1、000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日
(4) 14 6	とする日割計算をします。
(4) 税 金	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。
(こ) 人利は却のする	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法 	・この貯金口座の開設、維持、管理にかかる費用として(定時自動送金または
士 剱 科 	・この財金口座の開設、維持、官壁にかかる賃用として(足時日勤送金まだは 振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。)、当 J A所定の手数料(取
	扱手数料および振込手数料)がかかります。
付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」の
日からのが事が	利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。
	※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・
	振替するもの。
貯金保険制度	保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険
() () () ()	法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のう
	ち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満
	たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1、000 万円とその利息が貯金保険によ
	り保護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下、「苦情等」という。) につき
紛争解決措置の内容	ましては、当JA本支店(所)または金融共済部(電話:076
	3-32-8612)にお申し出ください。当JAでは規則の制
	定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に
	努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
	でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相
	談所にお申し出ください。
7 0 110 40 41 1 2 7	富山県弁護士会(電話:076-421-4811)
その他参考となる	・1人1口座とします。
事項	・キャッシュカードは発行いたしません。
	・ATM(現金自動貯払機)を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理する

ATMを利用した入金と記帳のみ可能です。

- ・当JAの口座開設店(所)窓口でのお取り扱いに限定いたします。
- ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

成年後見支援貯金無利息型<決済用>

(2025年4月1日現在)

商品名	・成年後見支援貯金無利息型<決済用>	
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指	
	示書」の発行を受けた方。	
期間	・期間の定めはありません。	
預入方法	774114 176 7 1010 7 51 4110	
(1) 預入方法	・当JAの口座開設店(所)でのみ、預入できます。	
(2) 預入金額	1円以上	
(3) 預入単位	1円単位	
払戻方法		
(1) 払戻方法	・当JAの口座開設店(所)窓口でのみ、払戻しできます。	
	・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。	
(2) 払戻金額	・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。	
(3) その他	・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できま	
	せん。	
利息	・無利息となります。	
手数料	・この貯金口座の開設、維持、管理にかかる費用として(定時自動送金または	
	振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。)、当 J A 所定の手数料(取	
	扱手数料および振込手数料)がかかります。	
付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」の	
	利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。	
	※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・	
	振替するもの。	
貯金保険制度	・貯金保険制度により全額保護されます。	
(公的制度)		
	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下、「苦情等」という。) につき	
紛争解決措置の内容	ましては、当JA本支店(所)または金融共済部(電話:076	
加于所行直。	3-32-8612)にお申し出ください。当JAでは規則の制	
	定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に	
	努め、苦情等の解決を図ります。	
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)	
	でも、苦情等を受け付けております。	
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機	
	関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相	
	談所にお申し出ください。	
	富山県弁護士会(電話:076-421-4811)	
その他参考となる	・1人1口座とします。	
事項	・キャッシュカードは発行いたしません。	
	・ATM(現金自動貯払機)を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理する	
	ATMを利用した入金と記帳のみ可能です。	
	・当JAの口座開設店(所)窓口でのお取り扱いに限定いたします。	
	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日	
	まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させ	
	ていただきます。	

詳しくは窓口にお問い合わせください。